（削る）

第三章の二　社会復帰促進等事業

（法第二十九条第一項第一号に掲げる事業）

第二十四条　法第二十九条第一項第一号に掲げる事業として、義肢等補装具費の支給、外科後処置、労災はり・きゅう施術特別援護措置、アフターケア、アフターケア通院費の支給、振動障害者社会復帰援護金の支給及び頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護を行うものとする。

（義肢等補装具費）

第二十五条　義肢、装具、車椅子その他の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものの購入又は修理に要した費用は、次に掲げる者に対して、義肢等補装具費として支給するものとする。

一　障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者

二　障害補償給付又は障害給付の支給を受けると見込まれる者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者

三　その他前二号に掲げる者に類するものとして厚生労働省労働基準局長が定める者

2　義肢等補装具費の額は、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて算定した額とする。

3　前二項に定めるもののほか、義肢等補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

4　年金たる保険給付の受給権者が、その受ける権利を有する年金たる保険給付の支給事由となる障害に関し、介護補償給付又は介護給付を受けている場合における第二項第三号の規定の適用については、同号中「状態」とあるのは、「状態及び当該障害を有することに伴う日常生活の状態」とする。

（新設）

第三章の二　社会復帰促進等事業

（外科後処置）

第二十六条　外科後処置は、次に掲げる者に対して、行うものとする。

一　障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者

二　その他前号に掲げる者に類するものとして厚生労働省労働基準局長が定める者

2　前項の外科後処置は、次に掲げる医療の給付を行うものとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五　その他厚生労働省労働基準局長が定める処置

3　第一項の外科後処置は、法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は第十一条第一項の都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所若しくは薬局において行う。

4　前三項に定めるもののほか、外科後処置に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

（新設）

（労災はり・きゅう施術特別援護措置）

第二十七条　労災はり・きゅう施術特別援護措置は、業務災害又は通勤災害により労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第一の二に掲げる疾病のうち厚生労働省労働基準局長が定める疾病により患し、障害補償給付若しくは障害給付の支給の決定を受けた者又はそれらの支給の決定を受けると見込まれる者のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う施術を必要とする者として厚生労働省労働基準局長が定める者に対して行うものとする。

（新設）